

件名	愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例														
主管課	薬務衛生課														
根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年 6 月 22 日公布、平成 18 年 6 月 1 日施行）														
<p>【改正の概要】</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、動物取扱業の登録制への移行及び特定動物の飼養等規制の全国一律化が行われたことに伴う一部改正</p> <p>1 特定動物の飼養等規制の全国一律化に伴う所要の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律に略称規定が置かれたことに伴う規定整備 「危険な動物」 「特定動物」</li> <li>・ 特定動物に関する規制（許可制、基準適合義務、措置命令、罰則等）のうち、新たに法律に規定されたものを削除</li> </ul> <p>2 手数料に関する規定の改正</p> <p>動物取扱業の登録制及び特定動物の飼養等規制の全国一律化に伴う手数料の新設</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 動物取扱業の登録の申請に対する審査</td> <td style="text-align: right;">1 件 15,000 円</td> </tr> <tr> <td>(2) 動物取扱業の登録に関する登録証の再交付</td> <td style="text-align: right;">1 件 2,000 円</td> </tr> <tr> <td>(3) 動物取扱業の更新の登録の申請に対する審査</td> <td style="text-align: right;">1 件 10,000 円</td> </tr> <tr> <td>(4) 動物取扱責任者研修</td> <td style="text-align: right;">1 件 2,000 円</td> </tr> <tr> <td>(5) 特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査</td> <td style="text-align: right;">1 件 15,000 円</td> </tr> <tr> <td>(6) 特定動物の飼養又は保管の許可に関する許可証の再交付</td> <td style="text-align: right;">1 件 2,000 円</td> </tr> <tr> <td>(7) 特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査</td> <td style="text-align: right;">1 件 10,000 円</td> </tr> </table>		(1) 動物取扱業の登録の申請に対する審査	1 件 15,000 円	(2) 動物取扱業の登録に関する登録証の再交付	1 件 2,000 円	(3) 動物取扱業の更新の登録の申請に対する審査	1 件 10,000 円	(4) 動物取扱責任者研修	1 件 2,000 円	(5) 特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査	1 件 15,000 円	(6) 特定動物の飼養又は保管の許可に関する許可証の再交付	1 件 2,000 円	(7) 特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査	1 件 10,000 円
(1) 動物取扱業の登録の申請に対する審査	1 件 15,000 円														
(2) 動物取扱業の登録に関する登録証の再交付	1 件 2,000 円														
(3) 動物取扱業の更新の登録の申請に対する審査	1 件 10,000 円														
(4) 動物取扱責任者研修	1 件 2,000 円														
(5) 特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査	1 件 15,000 円														
(6) 特定動物の飼養又は保管の許可に関する許可証の再交付	1 件 2,000 円														
(7) 特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査	1 件 10,000 円														
施行日	平成 18 年 6 月 1 日														
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 危険な動物の飼養状況 6 人（施設）</p> <p>2 動物取扱業届出施設 154 業者（うち、松山市の区域 58 業者）</p> <p>3 動物の愛護及び管理に関する法律の改正概要</p> <p>(1) 基本指針及び動物愛護管理推進計画の策定</p> <p>環境大臣は、動物の愛護・管理施策推進のため、基本的な指針を定める。 都道府県は当該指針に即して、動物愛護・管理施策推進のため、計画を定める。</p> <p>(2) 動物取扱業の適正化</p> <p>登録制の導入</p> <p>現行の届出制を登録制に移行し、悪質な業者について登録及び更新の拒否、登録の取消し及び業務停止の命令措置を設ける。</p> <p>「動物取扱責任者」の選任及び研修の義務付け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所ごとに「動物取扱責任者」の選任を義務付ける。</li> <li>・ 「動物取扱責任者」に、都道府県知事等が行う研修会受講を義務付ける。</li> </ul> <p>動物取扱業の範囲の見直し</p> <p>新たにインターネットによる販売等の施設を持たない業を追加する。</p> <p>(3) 個体識別措置及び特定動物の飼養等規制の全国一律化</p> <p>人の生命等に害を加えるおそれがあるとして政令で定める特定動物について、危害等防止の徹底を図るため、その飼養又は保管について全国一律の規制を導入する（現行制度は、必要に応じた条例規制）。</p> <p>特定動物について、個体識別措置を義務付ける。</p> <p>(4) その他 罰則の強化等</p>															